

株式交付信託による報酬支払時の税務処理

Issue 116, April 2019

In brief

コーポレートガバナンス・コードの制定に伴い、企業の持続的な成長と中長期的な価値向上に向けた取り組みが進められているところ、経営陣の報酬についても、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたインセンティブ付けを行う観点から、近年、自社株式報酬を導入している会社が増加しています。

本ニュースレターでは、自社株式報酬制度の一つである株式交付信託について、報酬である株式が交付される際の税務処理と法人税確定申告書作成時の留意点についてご説明いたします。

In detail

1. 株式交付信託の取扱い

法人税法上の受益者等課税信託に該当する株式交付信託は、税務上、受益権が報酬の付与対象者である従業員・役員等に帰属するまでの間、委託者である導入企業を受益者とみなされる者として、信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、信託財産に帰せられる収益及び費用も、導入企業の収益及び費用とみなすこととされております。

付与対象者が一定の事由を満たし、受益権が確定した場合、みなし受益者である導入企業から信託の受益者となつた従業員・役員等に対して信託財産の移転があつたものとして取り扱われます。

信託財産の移転に伴い、信託に関する権利に係る資産の給付が行われますが、株式交付信託の場合、導入企業から付与対象者に対する報酬として取り扱われます。

2. 付与対象者の所得税の取扱い

付与対象者は、導入企業に対する役務提供の対価として株式が交付されたものと考えられることから、付与対象者が受益者となり株式の交付を受ける権利が確定した日において、給与所得または退職所得として認識され、源泉徴収が必要となります。

所得の金額の計算上、収入金額とすべき額は、金銭についてはその額をいい。金銭以外の物又は権利その他経済的利益については、当該物若しくは権利を取得し、または当該利益を享受するときにおける価額をいうことから、株式報酬に係る収入金額は、株式の交付を受ける日の株価に交付する株式数を乗じた金額となります。

3. 導入企業の法人税の取扱い

導入企業から信託の受益者となつた従業員・役員等に対する役務提供の対価であると考えられることから、受益権が確定した日の属する事業年度において損金として取り扱われます。損金の額は、所得税の収入金額と同様に株式を交付した日の株価に株式数を乗じた金額となります。

また、自社の株式を対価とする株式交付信託の場合、信託が有する導入企業株式は自己株式として取り扱われることから、従業員・役員等が受益者となった時に自己株式の譲渡が行われたものと考えられます。自己株式の譲渡による資本金等の増加額は払い込まれた金銭の価額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額とされていることから、株式を交付した日の株価に株式数を乗じた金額となります。

なお、役員に交付される株式については、事前確定届出給与や業績連動給与又は退職給与の損金算入要件を充足するかどうかの検討が必要となります。要件の検討にあたっては、平成 29 年度税制改正による役員給与に関する取扱いの見直しがされているため、役員給与の支給に係る決議が施行日前か施行日後かで適用される法令も異なりますので留意が必要です。

4. 法人税確定申告書作成にあたっての留意点

税務上は、株式を交付した時の株価により計算されますが、会計上は、信託が株式を取得したときの株価に交付した株式数を乗じた金額が費用として計上されるものと考えられます。また、ポイント数に基づいて株式の割当等が行われる場合には、株式の交付前の属する事業年度において引当計上が行われ、株式の交付時に引当金の取り崩しが行わると考えられます。従って、損金算入の時期及び金額について会計と税務で差異が生じることから、申告調整が必要になると考えます。

また、信託が導入企業から自己株式を取得して受益者に対して交付する場合には、会計上は、導入企業から信託へ自己株式を処分した時点で損益を認識することとされています。一方で、税務上は株式を交付した時にその株価を基礎として資本金等の額を増加させることになるため、自己株式に関する処理も会計と税務で差異が生じることになります。実務上は、株式交付前後で源泉所得税等の納税資金の目的で市場等において株式の売却が行われる場合もあるため、それらの影響も考慮して資本金等の額に関する申告調整を行う必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

シニアマネージャー

中島 高宏

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。